

地域まちづくり法人

設立基本構想

令和5年8月

狛江市

はじめに

狛江市で生まれ、狛江市で育った子どもたちにとって、このまちは“ふるさと”になります。
その後の長い人生において、子どもの頃の“ふるさと”的思い出は一生の宝物。

狛江の子どもたちにとって、このまちが20年後、30年後も魅力的な自治体として在り続けることで、家庭や仕事の都合で狛江から引っ越しても、自分の家族ができたらまた狛江に戻ってきたい、狛江にずっと住みたい、と思ってもらえるようなまちであるために、これからの大手市には何が必要か。

狛江市は、2021年から人口減少の局面に入り、今後、多摩川住宅の建て替え等によって、中期的には一定の人口増や若い世代の流入は見込めるものの、長期的に見ると、日本全体を覆う人口減少の流れに抗うことは、現実的には極めて困難であると考えます。

しかし、その一方で、狛江市は全国で2番目に市域が狭く、様々な施設や公共機能がコンパクトにまとまっていること。市民同士の距離が近く、顔の見える関係が築きやすいこと。都心に近く、生活の利便性も高いまちでありながら、市の南部を流れる多摩川や狛江駅の北側に広がる緑地、住宅地に点在する畠などの自然環境、市内各地に残る古墳群やそれぞれの地域で受け継がれているお囃子といった歴史・文化遺産など、地域特有の資源も数多く存在しています。

狛江市に関わる個人・団体・事業者・行政が、まちづくりを介して、このような地域の資源を共有しながら、狛江市の価値に共感し、ともに育む。賑わいと憩いが共存するまちで、人々の暮らしが豊かになっていく。そんな“ふるさと”に、大きくなった子どもたちが帰ってくる。

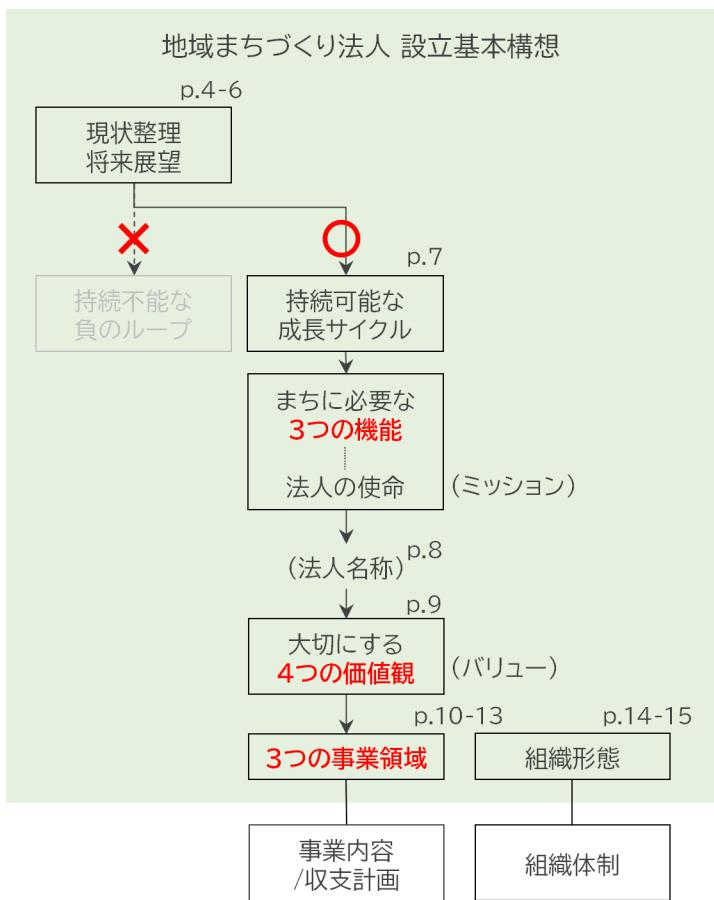
狛江の未来に向けて、こうした取り組みを進めるための官民共創プラットフォームとして、一般社団法人 狛江まちみらいラボ を立ち上げます。

■基本構想の位置付けとアウトライン

地域まちづくり法人 設立基本構想とは

- この基本構想は、令和5年3月に策定した「狛江駅周辺エリア 道路利活用基本方針」において、令和5年度中に設立することとした『地域まちづくり法人』の立ち上げに向けて、基本的な事項をまとめたものである。
- この構想では、狛江市を取り巻く現状を踏まえつつ、先行きが不透明で将来の予測が困難なからの時代を展望したとき、狛江市の地域経営は「持続不能な負のループ」に陥るおそれがあることを前提としている。
- そのうえで、この負のループを成長サイクルに転換するために、このからのまちに必要な3つの機能を整理し、これらの機能を発揮することで、“持続可能な地域経営に繋がる好循環”を創りだすことを、まちづくり法人の使命(ミッション)としている。
- さらに、この3つの機能と法人が大切にする4つの価値観(バリュー)を踏まえて、まちづくり法人が取り組む事業の領域と組織形態をこの構想で整理している。

各領域で実施する事業の具体的な内容や収支計画のほか、組織の体制については、引き続き、関係機関等と必要な協議・調整を行ったうえで順次整理し、事業を開始していく。



■市の現状と将来、まちに必要な機能①

地域における人口構造の変化と、新しい地域人材の活用

- 国立社会保障・人口問題研究所によると、2030年以降には東京都を含むすべての都道府県で人口が減少する「人口減少時代」に突入し、2045年までに日本全体で今の人より2割減少すると推測されている。
※日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)
- 狛江市でも、2021年をピークに総人口は減少に転じており、2018年前後からの“自然減(死亡数>出生数)”の発生、単身世帯の増加、新型コロナ禍における出生数の減少等も見られていることも加味すると、今後、地域の人口構造が変化していくことが見込まれる。
- 他方、新型コロナの流行によりテレワークが社会に浸透したことで、自らのライフスタイルで住む場所と働く場所を選ぶことができる環境が、以前よりも確実に整ってきている。今後、地域の人口構造が変化していくなかで、これからまちの活動にコミットしようと考えている新しい地域人材と、一足先に地域で活動している個人や団体、企業を繋ぎ、共創していくための『基盤』となる機能が必要である。

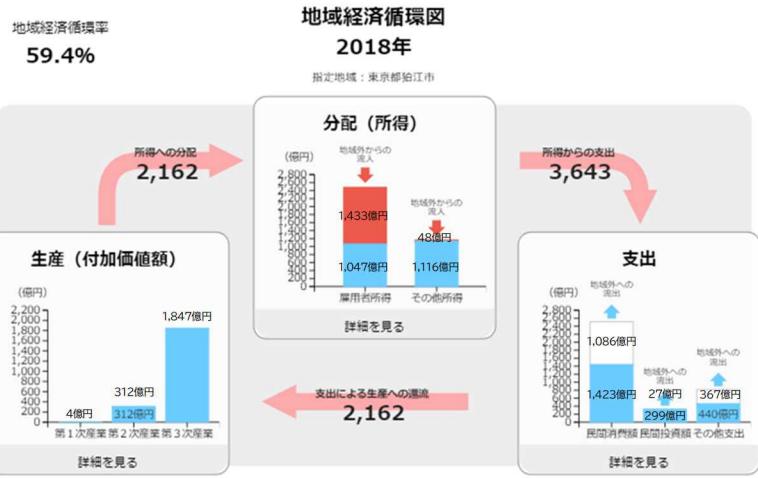


地域で活動する個人・団体・企業と新しい地域人材が繋がる、
まちづくりの共創プラットフォーム

■市の現状と将来、まちに必要な機能②

狛江市の地域産業の強みと弱み

- 狛江市は、東は世田谷区、西と北は調布市、南は多摩川を挟んで川崎市多摩区と接している。いずれの市区も、「比較的都心に近いなかでも、自然などの住環境が整っているまち」という性格を有し、このなかで狛江市が他の市区より優位なポジショニングを取るのは容易ではない。
- その一方で、狛江市には古くから狛江のまちに店を開き、現在はブルワリーやレストランも併設する酒屋さんや、規模は小さくともそれぞれに特徴のあるカフェ、そのほかにも個性豊かな地域のお店が多く存在している。また、農産物の生産や都市緑地としての機能のほか、「食」の領域における循環の中心として市内各所に点在している農地など、ユニークな資源も存在している。
- 狛江市は市域が狭く、駅から少し離れると低層の住宅が広がるベッドタウンであり、大型の商業施設も少ないとことから、地域内での経済循環が弱く、消費が市外に向かう傾向がある。市内の個性あるお店とともに、地域の産業を支えながら、まちの経済を循環させる機能が必要である。



(出典:RESAS <https://resas.go.jp/regioncycle/#/map/13/13219/2/2018>)

地域の産業を支え、まちの賑わいをともにつくる
まち経済の循環の“ハブ”

■市の現状と将来、まちに必要な機能③

これからの時代の行政と行政職員に必要なもの

- 近年、各自治体において、多様化・増大する行政ニーズに対応するための職員の業務量が増加しているほか、行政インフラの老朽化への対応など、都市機能や行政サービスを維持していくための財政的な負担も、今後増大していくことが予想される。
- この状況を踏まえ、以前より各自治体では、官民連携、DX、生成AI等の新たな手法により、地域課題や行政需要への対応、業務改善に取り組んでいるところであります。狛江市も同様である。とはいっても、市民対応を担ういわゆる“現場”では、業務を取り巻く環境への対応で精一杯で、職員に主体性を発揮できる余裕をつくれないのが実情である。
- 明確な答えがなく、不透明で、急速に変わっていく社会の中で、自治体職員がスピード感を持って地域の課題の解決を図っていくためには、市民や関係者との対話※を重ねながら、行政に近い立場で解決の方策とともに考え、同時に行政職員の成長にも寄与できるパートナー的な存在が必要である。



予測不能な時代のなかで、地域課題の解決の方策をともに考え、
職員の成長を促すことができる行政のパートナー

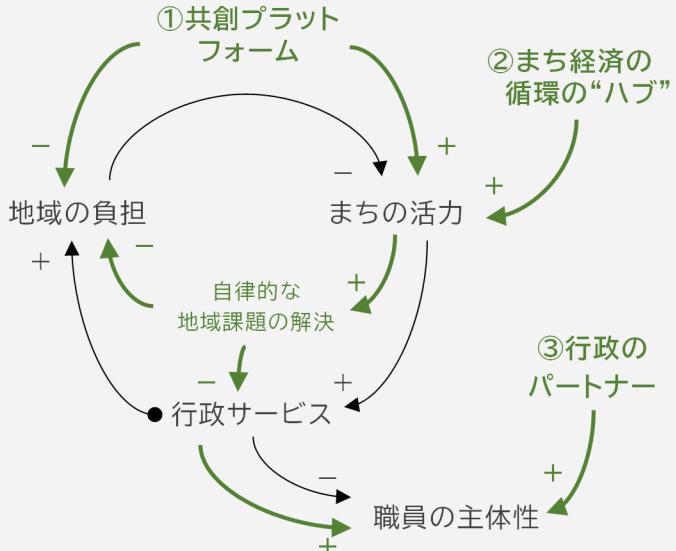
■まちづくり法人の使命(ミッション)

狛江市の持続可能な地域経営に繋がる好循環の創出

- 先の現状整理から見えてきた、これからの中には必要な3つの機能と、それを踏まえたまちづくり法人のミッションを整理する。
 - これからの中には必要な3つの機能
 - 機能① まちづくりの共創プラットフォーム
 - 機能② まち経済の循環の“ハブ”
 - 機能③ 職員の成長を促すことができる行政のパートナー
- 狛江市が将来の懸念に対してアクションを起こさない場合に想定される地域経営の負のループ(→)は、市民ニーズの増大・多様化に行政サービスが対応しきれなくなる→職員の主体性の低下と地域の負担増→中の活力の低下→行政のさらなる負担増、というもの。
- この状況のなかで、これからの中には必要な3つの機能が作用すると、「中の活力」「地域の負担」「職員の主体性」に対してそれぞれ良い影響を与え、負のループを持続可能な成長サイクル(→)に転換させることができる。
- そのため、この3つの機能を通じて『狛江市の持続可能な地域経営に繋がる好循環の創出』を実現するための地域まちづくり法人を、ここに設立する。

地域経営の負のループと、持続可能な成長サイクル

[→ 現状の延長線上に想定される負のループ
 → 3つの機能が発揮された場合の成長サイクル]



※作成：狛江市未来戦略室(2023)

■まちづくり法人の名称

一般社団法人 狛江まちみらいラボ (略称: まちラボ)

ネーミングのコンセプト

- 狛江市に関するすべてのヒト・モノ・コトを“まちづくりのリソース”と捉え、この法人が、狛江の「まち」をフィールドに、これからのは「未来」に向けて、狛江らしさの詰まった地域性豊かなまちづくりを進めることを体現するネーミングにする。
- 法人としてのアイデンティティを持続けるために、冒頭に『狛江』と(※漢字で)配置したうえで、「まち」と「みらい」をひらがなで表記することで、法人の親しみやすさと柔らかいイメージを感じさせる。
- 『ラボ(lab.)』とは、狛江のまちづくりを介して地域の多様な人材(個人・団体・事業者・行政)が集い、対話を通じた新しいアイデアが生まれ、未来に向かってそのアイデアを実装・実践する「共創の場」を表現している。



■まちづくり法人の基本姿勢(バリュー)

狛江まちみらいラボが大切にする4つの価値観

- “まちラボ”が担う3つの機能(①まちづくりの共創プラットフォーム、②まち経済の循環の“ハブ”、③職員の成長を促すことができる行政のパートナー)を最大限に発揮するため、4つの価値観を大切にしながら事業を展開していく。

1. オープンマインド

- ・私たちは、常に対話のための窓を開けて、異なる視点や考え方を積極的に受け入れ、新しいアイデアや意見に対して開かれた姿勢を取ります。
- ・衝突や対立を回避するのではなく、それを議論のチャンスとして受け入れ、私たちや周りの人が成長するために必要な視点やアイデアを共有し、より良い未来の創造をめざします。

3. デザインアプローチ

- ・私たちは、ありたい姿を起点とした「バックキャスティング思考」のもと、生活者の視点(住民起点)で、潜在ニーズも含めた市民ニーズに基づくサービスデザインを行います。
- ・また、不確実性の高い未来を前提としたトライ＆エラーのなかで、常にユーザーの営みを想定した試行と実践を繰り返しながら、事業プロセスの可視化・オープン化に努めます。

2. 地域のリソースの活用

- ・私たちは、多摩川や駅前の緑地といった自然環境、市内各地に点在する古墳群、むいから民家園、地域のお囃子といった狛江市特有の資源を生かして事業に取り組みます。
- ・あわせて、地域の人材や市内のオープンスペースなど、まちづくりに活用できるすべてのモノ・ヒト・コトをリソース(資源)と捉え、地域性豊かなまちづくりを進めます。

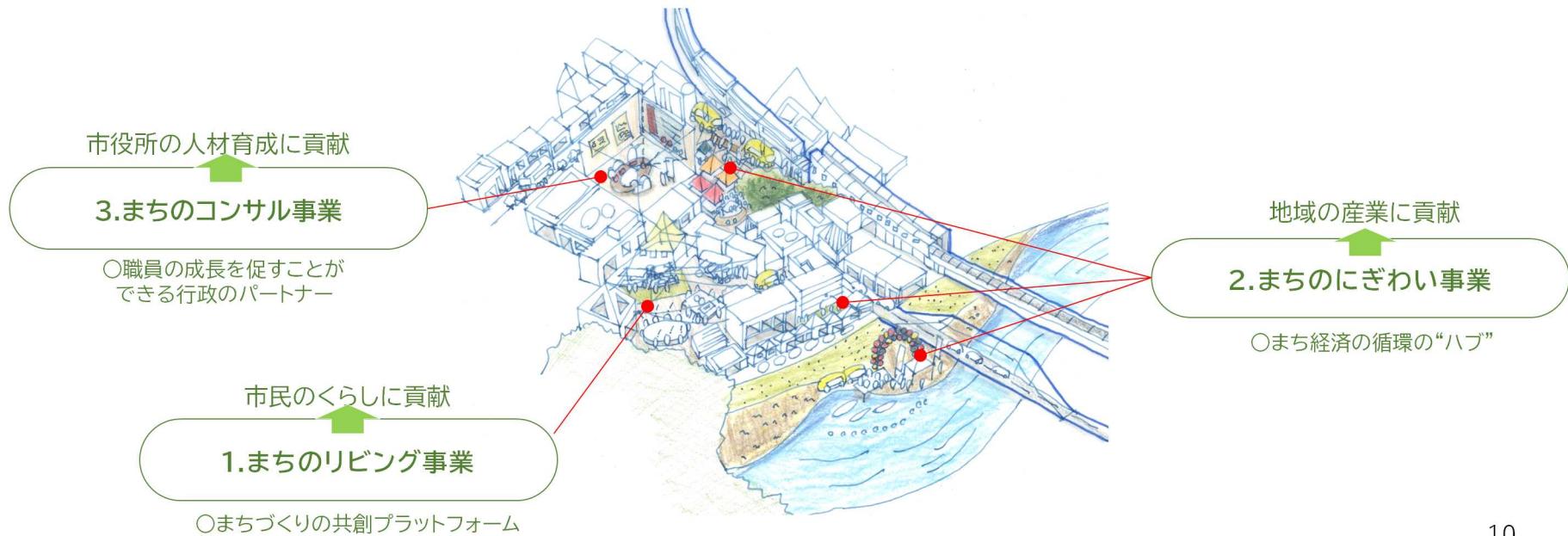
4. デジタル実装

- ・私たちは、スピード感のある意思決定や投資が可能な法人の特徴を生かし、各事業において日々進化するデジタル領域の社会実装に取り組んでいきます。
- ・そのうえで、特に行政が保有する膨大なデータを分析、活用することで、より精度の高い、効果的な施策の立案とサービスの提供をめざします。

■まちづくり法人が取り組む事業領域(全体)

狛江まちみらいラボが取り組む3つの事業領域と、価値提供

- これからの中には必要な3つの機能を踏まえ、まちラボが取り組む3つの事業領域を提示する。この3つの事業領域は、それぞれ「市民のくらし」「地域の産業」「市役所の人材育成」に価値を提供する。



■まちづくり法人が取り組む事業領域①

まちのリビング事業

- 狛江市における官民連携の共創プラットフォームとして、地域の個人や団体、企業、教育機関、行政等とともに、生活者の視点(住民起点)による地域課題、生活課題等の抽出とその解決に取り組みながら、新たな地域人材の確保と、市内外の事業者の参入機会の提供を図ります。
- また、この課題解決のプロセスを、まちづくりのナレッジとして共創プラットフォーム内で共有するほか、これからの中の担い手と期待される若者や子どもたちに向けて、まちづくりの興味・関心が掻き立てられるようなプログラムを提供するなど、次世代のまちづくり人材の育成にも取り組みます。

事業例：スマートシティリビングラボ(仮)

デジタルを活用した新時代の住民のアイデア提案と意見共有を促進する官民連携の組織体として、「仮称：狛江スマートシティ・リビングラボ」を設立し、オンラインとオフライン(対面)を併用した住民の意見収集や双方向コミュニケーションを通じたリレーションシップの向上に取り組みます。

参考事例：鎌倉リビングラボ



(引用：鎌倉リビングラボ ホームページ)

■まちづくり法人が取り組む事業領域②

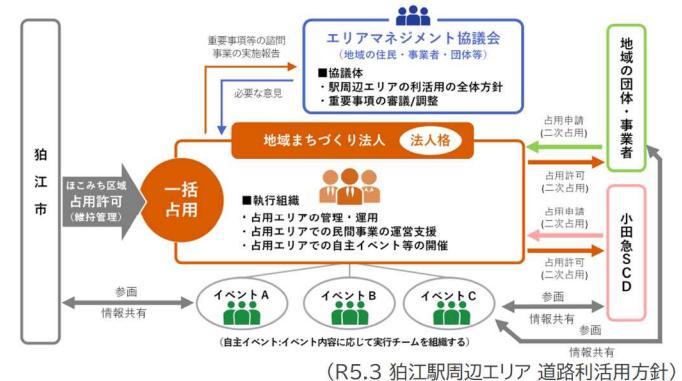
まちのにぎわい事業

- まちのにぎわいを通じた地域内の消費の拡大と地域経済の循環を促進し、狛江のまちづくりに貢献します。狛江のローカルなお店の価値を市内外に届けることで、地域やまちの賑わいを生み、市民の豊かなライフスタイルやWell-Beingに繋げていきます。
- また、各エリアのステークホルダーやプレイヤーとともに、イベントやワークショップの開催、地域の団体・事業者の活動環境の整備と運営支援、広告事業等の“エリアマネジメント”を推進するとともに、公共用地(広場、公園、道路等)を中心としたオープンスペースの有効活用に取り組みます。

事業例: 狛江駅北口周辺エリアマネジメント事業

2022-2023年度に実施する駅周辺市道及び小田急狛江マルシェの改修を契機に、このエリアに「ほこみち」を導入します。

まちづくり法人は、ほこみち利便増進区域等を一括占用(一次占用)し、このエリアの管理運営を行いながら、近隣の住民や地権者を中心に構成する「エリアマネジメント協議会」と、地域で活動するプレイヤーがオープンに話し合う「エリアプラットフォーム(仮)」を組成し、地域の特性を活かしたエリアの活用を促進します。



■まちづくり法人が取り組む事業領域③

まちのコンサル事業

- 社会的な課題や地域の課題(まちの『困りごと』)に対して、行政から一步引いた視点から、それぞれの課題に向き合い、解決に向けて、市職員とともに取り組みます。
- 事業のフィールドを狛江市外にも広げていくことで、狛江のまちに投資するための原資を域外から獲得し、狛江のまちづくりに係るプロジェクトの規模の拡大と、地域経済の活性化に寄与します。
- 市職員とともに事業に取り組むなかで、顧客視点やコスト管理、事業を進めるスピード感、ターゲットのマインドまで想定したサービス設計、顧客とのコミュニケーションデザイン、コストダウンや付加価値創出のためのデジタル活用など、民間企業で行われている手法に触れてもらうことで、市職員の学びや成長に繋げ、市役所業務の質の向上を図ります。



■まちづくり法人の組織体制

法人形態・運営体制

- 法人格
市への申請行為や市からの受託金、利用団体からの料金の授受を想定しており、権利義務の主体となるよう法人格を有する必要がある。
- 法人形態
活動で得られた収益は地域に再投資し、地域の成長を促す仕組みとなる法人形態の比較検討した結果、利益配分をしない『一般社団法人』とする。なお、非営利型の一般社団法人は税制優遇が期待できる。
- 一般社団法人の設置機関
社員総会(社員)、理事を必ず置くことが求められる。
- 社員及び社員総会 ※2者以上・団体も可
2者以上(社員総会における議決権の保有者)
- 理事及び理事会 ※理事会を設置する場合は理事3名以上
3名から理事を選出し、理事会を構成する。
- 監事
理事会を置く場合には1名以上監事を置く。
- 事務局
実務を担う事務局を設置する。

法人意思決定機関



社員総会は法人の最高意思決定機関。社員総会は社員2者以上で構成する。年度の事業報告を受けて決算の承認、理事の選任・解任及び監事の選定・解任を行う。

理事会は業務執行機関として、事業計画立案、業務の意思決定、実行、代表理事の選定・解任、社員総会の招集の決定を行う。

業務執行機関



業務の執行機関の担い手として、適切に事業運営を行う。

企業や地域人材との共創により事業を展開する。また、適切な事業運営に必要な経営やデジタル等の専門分野のアドバイザーを適宜協力依頼する。

(参考) 法人形態の比較

項目	一般社団法人	NPO法人	株式会社
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法	会社法
法人格	法人格あり	法人格あり	法人格あり
法人の主な目的	非営利(一定の目的を持った人の集まりで、その集団に法人格を持たせたもの)	非営利(特定非営利活動を行うことが主たる目的)	営利(役務や商品の提供等、事業を行うことが目的)
目的事業	目的や事業に制約はない (公益事業、収益事業、共益事業等可)	特定非営利活動(20分野)	定款に掲げた営利事業
設立要件	社員2人以上 (法人も社員になることができる)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本の提供(出資) ・発起人1人以上
議決権	1社員1票	1社員1票	出資比率による
加入条件	定款で定める (理事会での承認が必要など条件付与ができる)	加入条件を不当に付加することはできない (第三者等の加入を拒否することはできない)	—
収益の取り扱い	配当はできない	配当はできない	株主等への配当ができる
課税	一定の要件を満たす場合、非収益事業は非課税になる場合あり(非営利型一般社団法人)	非収益事業は非課税になる場合あり	全所得
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利であり、公益的なイメージが強い ・法人税の税制的な優遇がある ・運営に影響を及ぼす構成員を特定できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的なイメージが強く、社会的な信用を得やすい ・税制的な優遇がある場合がある ・認定NPOになれば、寄付金が控除対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容に制限がない ・出資や金融機関からの借り入れ等、資金調達がしやすい ・利益を配分できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な信用力の面で弱い場合があり、民間から投資を受けたり、借り入れ等での資金調達がしにくい ・会費等で運営をするのが一般的であり、事業資金の調達方法が限られる ・利益の配当ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容に制限がある ・設立時に10人以上の社員が必要(従業員ではない) ・設立に最低4ヶ月程度の時間がかかる ・活動報告を毎年度所管庁に提出する必要がある ・誰でも加入することができる(加入を拒むことができない) ・利益の配当ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利団体のため利益の配当が求められ、地域的な協働活動のイメージが持ちにくく ・株主の意向に左右される ・収益や余剰金の取り扱いの検討が必要 ・税制的な優遇がない